

令和4年4月19日

国立高等専門学校に入学を志願する皆様へ

独立行政法人国立高等専門学校機構

災害救助法適用地域における災害で被害を受けた
受験生への検定料免除について

独立行政法人国立高等専門学校機構では、令和5年度国立高等専門学校入学者選抜について、下記のとおり検定料免除を実施いたしますのでお知らせいたします。

記

1. 検定料免除の対象入試

令和5年度入学者選抜（被災日以降に出願手続きをするもの）

2. 対象者

独立行政法人国立高等専門学校機構が設置する国立高等専門学校に入学を志願し、以下の①・②に該当する方

① その主たる家計支持者が、前年度の入学者選抜試験実施日から、今年度の入学者選抜試験実施日の前日までの間に災害救助法適用地域に居住し被災したこと

（新設の種類試験にあつては、「前年度の入学者選抜試験実施日から、今年度の入学者選抜試験実施日の前日までの間」を「令和4年度」に読み替える）

② 市区町村等の発行する罹災証明書等の交付を受けていること

3. 申請方法

出願書類とともに各国立高等専門学校所定の「検定料免除申請書」に「罹災証明書」を添付し、各国立高等専門学校へ提出してください。

なお、免除申請する方は、検定料の払い込みは行わないでください。検定料の払い込みをされた場合は、還付の申し出が必要となります。

4. 入学料・授業料

入学料・授業料についても、家計状況及び被災状況により、免除又は徴収が猶予される場合があります。

5. その他

申請方法等については、入学を志願する国立高等専門学校へお問い合わせください。

問い合わせ先：〒193-0834 東京都八王子市東浅川町 701-2
独立行政法人国立高等専門学校機構
本部事務局学務課入学試験係
電 話 0 4 2 - 6 6 2 - 3 1 4 2